

健康管理規程



株式会社クラッソーネコンストラクション

目次

第1章	総則
第2章	健康診断
第3章	予防接種

附則

1. この規則は、2024年4月1日から実施されます。
2. この規則を改廃する場合は、クルー代表の意見を聴いて実施します。
3. 改定履歴

第1章 総則

第1条 目的

1. この規程は、会社におけるクルーの健康管理に関する事項を定めたものです。

第2条 適用範囲

1. この規程は、会社に勤務する全てのクルーに適用されます。ただし、アルバイト等はその者に適用する別段の定めをした場合はその定め、または、個別の雇用契約を優先するものとします

第3条 規則遵守の義務

1. 会社およびクルーは、この規程を守り、お互いに協力して健康状態の維持向上と会社の発展に努めなければいけません。

第4条 クルーの心身の状態に関する情報の適正な取扱い

1. 会社はクルーの心身の状態に関する情報を適正に取り扱います。

第2章 健康診断

第5条 健康診断を受ける義務

1. クルーは会社の指定する期日にあわせて、健康診断を受けるものとします。
2. 第6条、第7条に定める場合のほか、法令の定めるところに従い必要な健康診断を実施します。

第6条 雇入時の健康診断

1. 新しく入社したクルーは、入社時に健康診断証を提出することとします。やむを得ず入社に間に合わない場合は、入社の日以後1か月以内に健康診断を実施しなければなりません。ただし、石綿作業従事者に該当するクルーについては、健康診断に加え、石綿健康診断も受診しなければなりません。
2. 入社の日以後1か月以内に受診する健康診断は、業務時間外に受診するものとします。
3. 前1項によらず、クルーが雇入前3ヶ月以内に健康診断を受け、その結果を証明する書類を提出した場合には、受診した項目について、雇入時の健康診断を省略することができます。
4. 前1項の健康診断における検診項目は、労働安全衛生法に準拠し下記の通りとします。

- ① 既往歴および業務歴の調査
- ② 自覚症状および他覚症状の有無の検査
- ③ 身長、体重、視力および聴力の検査、腹囲の測定
- ④ 胸部エックス線検査
- ⑤ 血圧の測定
- ⑥ 尿検査(尿中の糖および蛋白の有無の検査)
- ⑦ 貧血検査(赤血球数、血色素量)
- ⑧ 肝機能検査(GOT、GPT、 γ -GTP)

- ⑨ 血中脂質検査(LDL コレステロール、HDL コレステロール、トリグリセライド)
- ⑩ 血糖検査
- ⑪ 心電図検査

5. 前1項の石綿健康診断における検診項目は、労働安全衛生法に準拠し下記の通りとします。

- ① 業務の経歴の調査
- ② 石綿によるせき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- ③ せき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- ④ 胸部のエックス線直接撮影による検査

第7条 定期健康診断

1. 雇入時の健康診断とは別に、クルーは年に1回、定期健康診断を受診します。ただし、石綿作業従事者に該当するクルーについては、6ヶ月以内ごとに1回、石綿健康診断を受診します。

2. 労働安全衛生法に準拠し、下記の定期健康診断の基本項目はクルー全員が受診するものとします。医師の判断により省略できる項目は省略する場合があります。

- ① 既往歴及び業務歴の調査
- ② 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- ③ 身長(※)、体重、腹囲(※)、視力及び聴力の検査
- ④ 胸部エックス線検査(※)及び喀痰検査(※)
- ⑤ 血圧の測定
- ⑥ 尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)
- ⑦ 貧血検査(血色素量及び赤血球数)(※)
- ⑧ 肝機能検査(GOT、GPT、 γ -GTP)(※)
- ⑨ 血中脂質検査(LDL コレステロール、HDL コレステロール、血清トリグリセライド)(※)
- ⑩ 血糖検査(※)
- ⑪ 心電図検査(※)

(※)の項目は、医師の判断により省略することがあります。

3. 労働安全衛生法に準拠し、下記の石綿健康診断の基本項目は石綿作業従事者に該当するクルー全員が受診するものとします。

- ① 業務の経歴の調査
- ② 石綿によるせき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- ③ せき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- ④ 胸部のエックス線直接撮影による検査

4. 前2項、前3項以外の項目はオプション項目とし、希望者のみが受診するものとします。

5. 定期健康診断、石綿健康診断の費用について、基本項目は会社負担、オプション項目は自己負担とします。

6. クルーは会社に対して健康診断結果を提出し、会社は定期健康診断結果は5年間、石綿健康診断結果は40年間、保存・管理するものとします。

7. 定期健康診断に要する時間はクルー本人の都合による場合を除き、勤務時間内に受診するものとします。

8. 健康診断の結果、特に必要があると認められる場合には、医師の意見を聴き、就業場所の変更、作業の転換、勤務時間の短縮、作業環境の測定、施設の整備等の措置を講ずることがあります。

第8条 再検査・精密検査

1. 健康診断時に要検査もしくは要精密検査という診断がされたクルーは、再検査を受けるものとします。
2. 再検査費用については、クルーが負担します。
3. 再検査は、勤務時間外に受診するものとします。

第9条 ストレスチェックの実施

1. クルーに対しては、毎年1回、定期的に、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を行います。
2. 前項のストレスチェックの結果、ストレスが高く、面接指導が必要であると医師、保健師等が認めたクルーに対し、クルーの申出により医師による面接指導を行うことがあります。
3. 前項の面接指導の結果、必要と認めるときは、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等、必要な措置を命ずることがあります。

第10条 長時間労働者に対する面接指導

1. 会社は、クルーの労働時間の状況を把握します。
2. 長時間の労働により疲労の蓄積が認められるクルーに対し、クルーの申出により医師による面接指導を行います。
3. 前項の面接指導の結果必要と認めるときは、一定期間の就業禁止、労働時間の短縮、配置転換その他健康保持上必要な措置を命ずることがあります。

第3章 健康維持

第11条 健康管理

1. クルーは世間の情勢にあわせて予防接種を行い、感染症の予防に努めるものとします。
2. クルーの健康管理に必要であると会社が認めたものは会社がその費用を負担します。